

こども食堂物価高騰対策事業実施要綱

1 目的

物価高騰により大きな影響を受けているこども食堂を運営する民間支援団体等に対し補助を実施し経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

こども食堂を運営する民間支援団体に対し、こども食堂の運営費用の一部について、別に定める「秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課関係補助金等交付要綱」並びに「こども食堂物価高騰対策事業費補助金交付要綱」に基づき予算の範囲内で補助を行う。

3 対象者

秋田県内でこども食堂を運営する民間支援団体

4 補則

(1) こども食堂物価高騰対策事業は、令和7年度限りとする。

(2) この要綱に定めのない事項で本事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年7月25日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。